

議事録

R7.2.15 記 溯

令和6年度神奈川県剣道連盟臨時理事会

日時：令和7年1月23日（木） 18時02分～18時40分

場所：かながわ県民センター 3階 305

出席 理事 59名 監事 0名（以下敬称略）
規約27条より定足数を満たし成立した

資料 レジюме
資料1 一般社団法人神奈川県剣道連盟役員規則
資料2 一般社団法人神奈川県剣道連盟役員選出方法
資料3 審査員選考委員会規則（案）
資料4 審査委員会規則（案）
資料5 審判員選考委員会規則（案）
資料6 審判委員会規則（案）
資料7 大会委員会規則（案）
資料8 強化委員会規則（案）
資料9 審議員会規則（案）
資料10 倫理委員会規則（案）
資料11 女性部会規則（案）
資料12 将来構想学校教育検討部会規則（案）
資料13 将来構想剣道人口検討部会規則（案）

議長 幸野 實（司会進行：小山 則夫）
議事録署名人 泉区支部 青木 昭夫 藤沢市支部 中田 圭介

資料確認 17：57

1. 一開会—18：02

2. 会長挨拶（幸野）

「会議が非常に続いてお忙しいところ無理をお願いして申し訳ございませんが、事情が事情のため、ご理解いただきたく思う。年度末にむかっていろいろな業務があり、それをすすめながらこの4月から神奈川県剣道連盟が生まれ変わるべく、法人化になんら支障な

く進んでいけることが1番大事だと思う。どうぞ我々一生懸命やっていますので、ご理解いただければありがたいと思う。

さて、先般の理事会で我々の処分については常任理事会に任せるということで、我々に対して処分が下されました。口頭による注意処分ということで軽いのではないのかという気もしましたが、今後はこれを反省して、励んでまいりたいと思います。今日は法人化を進めていくための色々な規則や法人化に向けてたくさんの議題がございますので、よろしくお願いいたします。」

3. 議題

【報告事項】

- ・前役員による不正経理問題に関して今後の対応について（特別委員会 伊藤）

1月17日臨時常任理事会において競技の上、決議いただいた内容ですすめていく。

現執行部に対しての処分については、会長・副会長の6名に処分することとなり、処分については滝澤監事が口頭で読み上げ6名に処分を申し渡した。

内容については、「貴職は前会長在職期に、副会長職という重要な地位にあり、会長を補佐し、正しい運営を図るべきところ、十分に職務を果たしたとはいえない事態をきたしました。その内容は、調査委員会『調査報告書』に記載のとおりです。依って、ここに神奈川県剣道連盟規約・懲戒に関する規定に基づき、口頭による注意処分と致します。1月17日神奈川県剣道連盟監事滝澤建治。」このように6名に口頭による注意処分が申し渡されたことを報告する。

(幸野)

私の挨拶の中にありましたが、今正式に特別委員会の委員長伊藤先生から、処分の話が皆さんにありました。厳粛にこれを受け止め、そしてもうこのようなことがないようにしっかりと精励して、皆さんに応えようと思っている。ご協力をお願いしたいと思う。

【協議事項】

- (1) 一般社団法人神奈川県剣道連盟役員規則 資料1参照

第2条4項 教員 → 教職員 に変更

第2条4項① 警察職員を追加

” ② 教員 → 教職員 に変更

第6条2項 就任時を追加

第12条1項 参与を追加

第12条5項 ”

第16条 ”

- (2) 一般社団法人神奈川県剣道連盟役員選出方法 資料2 参照
第21条1項 参与を追加
 〃 2項 〃
第24条1項 〃
 〃 2項 〃
- (3) 審査員選考委員会規則(案) 資料3 参照
審査員を選考する委員であり、選考委員は5名で、内容は全剣連から決められている。5名は承認済み。
- (4) 審査委員会規則(案) 資料4 参照
第2条(2) 審査員長 → 審査委員長 に変更
 〃 (5) 〃
- (5) 審判員選考委員会規則(案) 資料5 参照
- (6) 審判委員会規則(案) 資料6 参照
- (7) 大会委員会規則(案) 資料7 参照
- (8) 強化委員会規則(案) 資料8 参照
- (9) 審議会規則(案) 資料9 参照
審議会は重要な会議となり、内容については、全剣連より規定がある。
会長は構成員として入れるが、範士でない場合は陪席のみとなる。
主な役割としては、範士の推薦者についての審議となる。
審議した内容を会長に答申し、会長は幹部会議でそれを図った上で、会長の決定で推薦を行うという形になる。
- (10) 倫理委員会規則(案) 資料10 参照
- (11) 女性部会規則(案) 資料11 参照
本来女性委員会であったが、なかなか委員長が決まらない状態のため部会として発足させ、私(野見山)が部会を取りまとめることとなっている。
第1条 女性剣道家 → 女性剣道 に変更。
- (12) 将来構想学校教育検討部会規則(案) 資料12 参照
資料表題 学校教育委員会 → 学校教員部会 に変更
第1条 学生剣道家 → 学生剣道修練者 に変更
現状あまり活動をしていないが、剣道人口検討部会と大きく関わる部会になり、両部会ともに飛知和先生に部会長になっていただき、両方同時に会合を開くという形で剣道人口に関する問題を一緒に取り扱い、また、高体連、中体連との事業協力の話をするということにしたいと思っている。
- (13) 将来構想剣道人口検討部会規則(案) 資料13 参照
第1条 本法人をふくむ~~斯道~~を取り巻く剣道人口減少問題の解決と~~斯道~~発展に～

斯道を削除。

(1)～(13)までの協議事項31名挙手。賛成多数により承認。

*何か疑問点・修正箇所等あれば事務局まで連絡を(メール可)

(野見山)

「規則承認いただいてありがとうございます。」規約の中には明記はしていないが、いろいろな問題を記録するということを規約の最後に書いている。

中身としては、審査や審判を実際に行われた後の会議が、今のご苦労様でただけで終わってしまっていることが多く、発生した問題が認識されていないことがあり、記録した後の指定審査員、審判員の講習会にいかされないところはあるような気がする。

先日の大会で中学生だと思うが、片方が倒れ込んだあと、すぐにその相手方が倒れたものに対して面を打ち込んだ。しっかりと入って、倒れた相手に対する打撃ではあったが、1本としての条件を満たしていると思うような場面があった。

その時に、ほぼその打突の寸前に主審が「やめ」をかけ、その1本が取られなかったということがあり、結果的に相手方にその後1本が上がり勝敗を決したということがあった。

誰が失敗をしたということではなく、そういった場面に即した時に、倒れたものに対する打突のタイミング、それから強度、それから倒れたもの側の反撃ではどうあるべきか、指定審判員講習会の時にぜひ議論していただきたいと思う。

吉村審判長は、その時に具体的なことは挙げなかったが、やはり検討したほうが良いと言われていた。

別の事例として、佐藤審判長が具体的に挙げて、これはどうなのだろうかというような例がある。小手を打ったものに対する後打ちの面が上がりやすく、先の小手がなかなか取ってもらえないという案件もある。

こういったところを、取り上げていただき、指定審判員の講習会の議題として議論ない、指示をしていただかないと、後に同じことを繰り返すことになる。

審査員も同様のことがあるのではないかと思う。

現在も行っていると思うが、審査員の先生には、迷ったところには印をして後で結果を見ていただければ、自分の判定が多数派だったのか少数派だったのかということがわかると思う。

自分でどうだったのかなということがあれば、あとで他の人に相談していただければ、審査として勉強になると思う。

その審査・審判が終わった後に、ただご苦労様で終わるのではなく、講習会、研修会などで役に立つように記録をし、そして提案をしていくのが委員会としての役割として

重要なではないかと思う。

各委員会のところで記録のことを書いているのは、そういう意味でのものである。

(幸野)

時間は短かったが、内容が非常に重要なため、お集まりいただいた。

仲亀先生からも話があったが、新旧、設立時等出席される方が混乱しやすいため、間違いのないように確認し、次の会議にもご参加いただきたいと思う。

—閉会—

次回 2月13日(木) 18:30～ 於 かながわ県民センター

支部事務局長会議(支部代表理事合同)

時間が普段と違うため注意。支部代表理事が欠席の場合は、委任状提出のこと。

以上

議事録署名人 泉区支部 青木 昭夫 承認

議事録署名人 藤沢市支部 中田 圭介 承認